

○厚生労働省令第三号

食品衛生法（昭和二十二年法律第二百三十三号）第十二条の規定に基づき、食品衛生法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和三年一月十五日

厚生労働大臣 田村 憲久

食品衛生法施行規則の一部を改正する省令

食品衛生法施行規則（昭和二十三年厚生省令第二十三号）の一部を次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改正後	改正前
<p>別表第一(第十二条関係) 一〇三十二 (略)</p> <p>三十三 亜硫酸水素アンモニウム水 三十四〇百十 (略)</p> <p>百十一 キチングルカン 百十二〇二百六 (略)</p> <p>二百七 DL-酒石酸カリウム(別名DL-酒石酸カリウム) 二百八〇三百二十六 (略)</p> <p>三百二十七 ビニルイミダゾール・ビニルピロリドン共重合体 三百二十八〇四百七十二 (略)</p>	<p>別表第一(第十二条関係) 一〇三十二 (略)</p> <p>(新設) 三十三〇百九 (略)</p> <p>(新設) 百十〇二百四 (略)</p> <p>(新設) 二百五〇三百二十三 (略)</p> <p>(新設) 三百二十四〇四百六十八 (略)</p>

附 則

この省令は、公布の日から施行する。